

令和8年度 公の施設目標管理型評価書【指定管理者施設用】

施設名	老人憩の家なぎさ荘		
管理者名	ささえあいコミュニティ生活協同組合新潟	指定期間	令和7年4月1日 ~ 令和12年3月31日
担当課	中央区役所健康福祉課		
所在地	新潟市中央区水道町1丁目5337番地27		
根拠法令	国の通知昭和40年4月5日社老第88号「老人憩の家の設置運営について」		
設置条例	新潟市老人憩の家条例		
施設概要	(1)開設年月：昭和40年8月（昭和54年9月全面改築） (2)施設規模：鉄筋コンクリート造一部木造平屋建 延床面積 憩の家793.96㎡、物置19.87㎡ (3)施設内容：大広間、中広間、クラブコーナー、浴室・脱衣室、事務室、機械室、職員休憩室等 (4)休館日：月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日も）、国民の祝日、8月13日～15日、12月29日～1月3日 (5)開館時間：午前9時から午後4時30分まで（入浴時間は午前11時から午後3時まで）		

施設設置目的
老人の健康を保持し、その福祉の増進を図るため、新潟市老人憩の家を設置する。
管理・運営に関する基本理念、方針等
(1)新潟市老人憩の家条例に基づき、高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーション活動の支援をするための施設の提供を行うこと。 (2)公の施設であることを認識し、市民の平等利用が確保されるように公平な管理運営を行うこと。 (3)利用者や市民などの意見要望を管理運営に反映させること。 (4)利用者に対し、安全及び快適な環境を提供すること。 (5)新潟市個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護を徹底するとともに、業務上知り得た情報について守秘義務を遵守すること。 (6)利用者からの苦情を解決する体制を取り、サービスの向上に努めること。 (7)効率的かつ効果的な管理運営を行い経費節減に努めること。 (8)省エネルギーに努めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、環境に配慮した管理を行うこと。 (9)近隣住民や他の組織、事業者と良好な関係を維持すること。 (10)利用者の増加に努めること。 (11)法令を遵守し、施設の管理運営を適切に行うこと。

視 点	評価項目	評価指標	実績	評価 ※	別添4
市 民	基準利用者数の達成	利用者年間13,500人以上 ※令和5年度利用者数13,211人(実績)			
	各種サービス別満足度	利用者アンケートで ①回答数70人以上 ②職員の対応に対する満足度で「満足」が60%以上 ③施設の設備や清潔保持に対する満足度で「満足」が60%以上 ④自主事業に対する満足度で「満足」が60%以上			
	苦情・要望に対する対応	①対応マニュアルの整備 ②苦情・要望には7営業日以内に回答			
	設置目的に合致したサービス提供	設置目的を達成し、利用を促進する事業を年5回以上実施			
財 務	利用者1人あたりのコスト削減額	利用者1人あたりコストを700円以下(人件費を除く)			
	管理運営経費の削減	光熱水費や委託料削減の取り組み			
	入浴利用料金収入額(年)	入浴利用料収入を年間465千円以上 ※令和5年度入浴料収入457,200円(実績)			
業 務	業務仕様書等に定める事項の遵守	①業務仕様書等に定める事項の遵守 ②関係法令の遵守			
	安全責任者の配置と安全確保体制の確立	①目視による施設の安全点検を月1回以上実施 ②防災訓練年2回以上実施			
	事件・事故発生時の対応の適切さ	①対応マニュアルの整備 ②速やかな処置及び報告			
人 材	配置人員のミッションの理解度とスキルの習熟度	①業務マニュアルの整備 ②職員研修を年2回以上実施			
	賃金水準スライド額の従業員への還元	賃金水準スライド額の従業員への還元			
	労働基準の充足	労働関係法令の遵守			

【評価基準】
A: 要求水準(評価指標)を達成し、かつその達成度・内容が優れている
B: 要求水準(評価指標)が達成されている
C: 要求水準(評価指標)が達成されていない
※評価について、「A」を付ける場合は「優れている点」を、「C」を付ける場合は「達成されていない点」を、「評価コメント」欄に明記してください。(評価指標が達成されているだけなら「B評価」で、その達成度や内容が優れていなければ「A評価」とはなりませんので、ご注意ください。)

指定管理者記載欄(アビールしたい事項・未達成項目への改善策等)

所管課による総合評価(所見)